

社会福祉法人指導監査結果

- 1 指導監査実施法人 社会福祉法人米子福社会
- 2 指導監査実施年月日 令和元年12月11日（水）
- 3 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事 項
I-6(2) 記録	<p>社会福祉法第45条の14第6項及び社会福祉法施行規則第2条の17第3項第4号に基づき、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名を議事録に記載しなければならない。</p> <p>平成31年3月18日に開催された理事会の議案第3号において、特別の利害関係を有する理事がいることは確認されていたが、当該理事会の議事録に当該理事の氏名の記載がなかった。</p> <p>今後、法令に従い議事録を作成すること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の14第6項 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第4号</p>	